

◆ 担い手通信 第4号 ◆

【令和5年度】
令和5年12月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会
(事務局) 浜松市 農業振興課

● CONTENTS ●

- | | |
|--|-----|
| 1 農業委員の推薦・応募を受け付けます | P 1 |
| 2 「第2回ふじのくに農業担い手サミット in 中部」(ミニサミット)が開催されます | P 2 |
| 3 食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業 | P 2 |
| 4 農薬の使用や管理に注意しましょう | P 3 |
| 5 野焼きのけむりで困っている人がいます！！ | P 3 |

1 農業委員の推薦・応募を受け付けます

浜松市では、令和6年7月に農業委員の改選があります。農業に関する知識と農地等の利用の最適化の推進に熱意を持ち、農業委員会の職務を適切に行うことのできる方を公募します。

【主な業務】

- (1)地区の農業調査会（毎月上旬開催）における農地法申請案件等の協議及び農地の貸借・売買に関するあっせん活動並びにこれらに関連する現地調査
- (2)農業委員会の総会（毎月中旬開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定
- (3)農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止・解消）に関する業務
- (4)農業者からの相談対応及び農業者への助言・指導

【推薦・募集の概要】

- (1)人数 24人（利害関係を有しない委員を1人以上含みます。）
- (2)任期 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで（3年間）
- (3)受付期間 令和6年1月12日(金)から2月13日(火)まで【必着】

※詳細は12月8日発行の「はままつ農業委員会だより」でお知らせします。

【問い合わせ先】

浜松市農地利用課・農業委員会事務局 農地総務グループ
☎053-457-2481

2 「第2回ふじのくに農業担い手サミット in 中部」 (ミニサミット) が開催されます

令和4年度に開催された「第24回全国農業担い手サミット in ふくい」の成果を継承するため、「第2回ふじのくに農業担い手サミット in 中部」が開催されます。

参加者については、現在募集中です。内容の詳細については浜松市認定農業者協議会のホームページをご確認ください。担い手の皆様におかれましては、積極的な参加申し込みをお願いします。なお、認定農業者協議会の会員の方には助成金がおりの予定です。

開催日時：令和6年2月13日（火）静岡駅・島田駅発 9:00～15:30（コースによる）

開催場所・内容：県中部地域（静岡市・志太榛原地域）- 現地研修会（4コース）

ホテルグランヒルズ静岡 - 全体研修会、情報交換会（16:00～20:00）

参加費：12,000/1人（情報交換会欠席の場合は3,000円）

【問い合わせ先】

浜松市農業振興課 総務グループ 電話 053-457-2331

3 食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業

浜松市未来を拓く農林漁業育成事業費補助金「食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業」は、平成25年度の開始以来、多くの市内事業者にも活用されてきました。

これまでに採択された事業の一部を紹介する冊子を、本通信に同封させていただきます。今後事業申請を計画されている皆様の参考となれば幸いです。

【問い合わせ先】

浜松市産業部 農業水産課 農業政策グループ 担当：石津谷、小杉
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2（浜松市役所 本館6階）
電話：053-457-2334 FAX：050-3606-6171
E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

4 農薬の使用や管理に注意しましょう

農薬を使用する場合には、農薬の種類や使用方法を必ず確認して適正に使用するとともに、周辺農作物への飛散影響を防止し、住宅地に近接する生産ほ場では、周辺住民に対して事前に看板や書面等により周知に努めるなど、環境保全の確保にご協力ください。

また、盗難及び紛失を防ぎ、誤飲等の事故が発生しないよう、鍵のかかる場所に保管するなど、適正な保管管理を行ってください。

《 注意点 》

下記の項目を注意して作業を行ってください。

- 1 ラベルをよく確認し、記載事項を守りましょう
- 2 有効期限の切れた農薬は、使用しないようにしましょう
- 3 無登録農薬の疑いのある資材を、使用しないようにしましょう
- 4 手袋、マスク、防除衣等の保護具を必ず着用しましょう
- 5 土壌くん蒸剤を使用する際は、被覆を行う等、揮散に注意しましょう
- 6 農薬が周囲に飛散しないよう、風向き等に十分注意しましょう
- 7 住宅地等で農薬を使用する際は、周辺住民の方に十分配慮しましょう
- 8 養蜂が行われている地域では、事前に農薬使用の情報提供をするなど危害防止対策を行いましょう
- 9 農薬は、安全な場所に保管しましょう
- 10 農薬は、他の容器（飲料用容器等）へ移し替えないようにしましょう

5 野焼きのけむりで困っている人がいます！！



野焼きの苦情の件数は年々増加しており、2022年は150件以上の苦情が浜松市へ寄せられました。**野焼きは、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。**

農業を営むためのやむを得ない草木等の焼却（灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など）は禁止の例外となっていますが、周辺の生活環境に迷惑とならないよう配慮(※)することが大切です。苦情があれば、悪臭防止法や静岡県の条例に基づき、中止の指導をすることもあります。

※配慮とは次のような行為です。

- ・農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・近所へひと声かける。
など

【問い合わせ先】

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号

環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ

TEL 053-453-6170